

月例研究会（2015年7月22日）

日本における 大学アーカイブズ史の一考察

清水 善仁

本報告は、日本における大学アーカイブズの形成過程について、近年の動向もふまえて考察したものである。なお、ここで言う「大学アーカイブズ」とは、主として大学関係資料を収集・整理・保存・公開する「大学文書館」のことを指している。

戦前の大学には、他の組織体と同様、アーカイブズ組織は存在しなかったが、大学で作成・收受された文書の管理・保存機能は明確に規定されていた。ただし、組織外への文書の公開は前提とされておらず、したがって大学アーカイブズのような組織も必要とされなかった。

戦後となり、1960～70年代には私立大学を中心として大学史（百年史）編纂事業が開始された。これに対応するため、各大学は「編纂所」や「資料室」等の組織を発足させ、大学関係資料の収集や保存をおこなった。やがて80～90年代になると、大学の組織文書（公文書）への意識の高まりが垣間見えるようになる。例えば、東京大学百年史編纂委員会による大学文書館設置の提言では、その趣旨として「大学運営関係文書の公開に寄与する」と述べており、ここには大学の組織文書や事務記録の存在を重視していることがうかがえる。折しも、1987年（昭和62）の公文書管理法制定、1996年（平成8）の全国大学史資料協議会発足という動向のなかで、大学アーカイブズ組織の取るべき方向性についても、大学史編纂のための資料収集・整理から、大学関係資料の収集・管理体制の構築へ、ということが叫ばれるようになってきたのがこ

の時期であった。そして2000年代、情報公開法や公文書管理法が制定されると、国立大学（法人）においては公文書管理が急速に進められ、「本格的」な大学アーカイブズ組織が整備された一方、法律の規定が及ばない私立大学との間で、アーカイブズの運営や方法論をめぐり、ある種の「距離」が生じたのである。

以上のような大学アーカイブズ史理解は、いわゆる〈大学史編纂から大学アーカイブズへ〉というメインストリームのそれであるが、他方で近年の動向からは、この理解の枠組を超えた大学アーカイブズの存在があることも指摘できる。例えば、大阪大学アーカイブズは大学史編纂組織を前提としない大学アーカイブズであり、他の国立大学（法人）のアーカイブズ組織とは設立の経緯において一線を画している。また私立大学のなかでも、学習院が非現用文書の学習院アーカイブズへの全量移管を明記した規定を整備したことは注目される事例であり、法政大学では大学の新しい収集アーカイブズの形態としての環境アーカイブズがすでに活動をおこなっている。いずれも大学アーカイブズの可能性を広げる存在であり、取り組みである。

こうした大学アーカイブズの変化の背景にあるものは何か。第一は社会的な存在意義の高まりであり、公文書管理法等の法整備にともなう大学アーカイブズの役割の明確化がある。第二は大学アーカイブズ機能の拡大であり、教育活動への積極的関与等が挙げられる。これらは大学を取り巻く社会の変化や大学アーカイブズの多様化に起因したものであり、大学アーカイブズが大学（親組織）の役割や存在意義をより明確にする上で不可欠な要素になっていることを示している。

なお、大学アーカイブズをめぐるこれからの課題として、大学のなかに「システム」としてアーカイブズをいかに根付かせるか、および大学アーカイブズ研究の在り方について指摘した。

（しみず・よしひと 法政大学大原社会問題研究所准教授）